一般財団法人久栄みらい環境基金　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般財団法人久栄みらい環境基金と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条　当法人は、海水や陸水等、地球の水資源の保全を図るとともに、これを持続可能な形で利用していくための計画の策定及び実施、技術開発の探求により、豊かな社会と暮らしの実現に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

⑴　自然環境の保全、改善、再生及び活用等に関する事業

⑵　自然環境に係る情報の収集及び提供、調査研究、技術開発並びにその成果の普及等に関する事業

⑶　自然体験、環境学習活動等の環境教育に関する事業

⑷　自然環境のための活動等を行う団体及び個人に対する寄付、助成及び支援

⑸　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

⑹　その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条　当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　資産及び会計

（設立者の氏名、住所、財産の拠出及びその価額）

第５条　設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

※個人情報に関わるため、住所、拠出価額は本HPでは非表示にしています。

⑴　設立者　　髙月　邦夫

[redacted]

⑵　設立者　　松橋　　章

[redacted]

[redacted]

⑶　設立者　　佐藤　敏之

[redacted]

⑷　設立者　　早川　好昭

[redacted]

⑸　設立者　　岡沢　　聡

[redacted]

⑹　設立者　　池田　賢一

[redacted]

⑺　設立者　　田中　良男

[redacted]

⑻　設立者　　福井　真治

[redacted]

⑼　設立者　　株式会社東京久栄

[redacted]

（基本財産）

第６条　前条に定めた財産若しくは評議員会において決議した財産は、第３条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とする。

２　基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって

管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第７条　当法人の事業年度は、毎年１１月１日から翌年１０月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第８条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（剰余金の不分配）

第１０条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評議員）

第１１条　当法人に、評議員３名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

２　評議員は、弁護士、公認会計士又は税理士から１名以上選任する。

（任期）
第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（報酬等）
第１４条　評議員に対し、報酬等として、各年度の総額が金１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第２節　評議員会

（構成）
第１５条　評議員会は、すべての評議員で構成する。
（権限）
第１６条　評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。
（開催）
第１７条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。
（招集権者）
第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（招集の通知）
第１９条　代表理事は、評議員会の開催日の７日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
（議長）
第２０条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任

⑵　定款の変更

⑶　事業の全部の譲渡

⑷　評議員の報酬等の支給基準

⑸　基本財産の処分又は除外の承認

⑹　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

４　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び評議員会において出席した評議員の中から選定した２名が、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第４章　役員及び理事会

第１節　役　員

（役員）

第２４条　当法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　３名以上

⑵　監事　１名以上

２　理事のうち１名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任等）
第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　各理事について、次の各号に掲げる理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。
⑴　その理事の配偶者
⑵　その理事の三親等以内の親族
⑶　その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
⑷　その理事の使用人
⑸　⑴から⑷に掲げる者以外の者で、その理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
⑹　⑶から⑸に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
４　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
（理事の職務及び権限）
第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
（監事の職務及び権限）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２４条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３０条　理事及び監事に対し、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（取引の制限）

第３１条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３２条　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１４条第１項の規定により、同法第１９８条において準用する同法第１１１条の行為に関する損害賠償責任を、当該役員等が職務行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、同法第１９８条において準用する同法第１１１条の行為に関する損害賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意にして重大な過失がなかった場合に、これを限定する契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、同法第１９８条において準用する同法第１１３条第１項の規定による最低責任限度額とする。

第２節　理事会

（構成）

第３３条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴　当法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第３５条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

３　代表理事は、理事会の開催日の７日前までに、各理事及び各監事に対し、通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３８条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

（理事会規則）

第４０条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第５章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４１条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

２　前項の規定は、第３条及び第１２条についても適用する。

（解散）

第４２条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第６章　附　則

（設立時の評議員）

第４４条　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

※個人情報に関わるため、住所は本HPでは非表示にしています。

設立時評議員　⑴　石田 廣

[redacted]

⑵　千葉 理

[redacted]

⑶　青木延浩

[redacted]

（設立時の役員）

第４５条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

※個人情報に関わるため、住所は本HPでは非表示にしています。

設立時代表理事　　髙月邦夫

[redacted]

設立時理事　⑴　髙月邦夫

[redacted]

⑵　白砂正人

[redacted]

⑶　鈴木哲史

[redacted]

⑷　松山優治

[redacted]

設立時監事　佐藤一男

[redacted]

（最初の事業年度）

第４６条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和８年１０月末日までとする。

（法令の準拠）

第４７条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。